

## 議案第14号

### 工事請負契約（街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金）
- 2 工 事 場 所 鳥取市滝山から鳥取市岩倉まで
- 3 契約の相手方 街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金）安藤・間・大晃工業特定  
建設工事共同企業体  
代表者 広島市中区大手町五丁目3番18号  
株式会社安藤・間広島支店  
執行役員支店長 麻 生 達 三  
鳥取市徳尾178番地4  
株式会社大晃工業  
代表取締役 高 田 重 利
- 4 契 約 金 額 1,223,285,083円

- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 平成27年5月13日
- 7 契約締結の方法 制限付一般競争入札